

罰則規定案——考え方と方向性

1. 選挙運動規制の全廃後の罰則規定の考え方

選挙の自由及び選挙の公正の観点から、選挙運動規制の全廃後の罰則規定に関する考え方の重要な点を述べる。選挙審議会第二期第 12 回審議会 2019 年 2 月 26 日に行われた仲道裕樹氏の報告「罰則規定——刑法学の観点から」を参照した。

(1) 公選法上の犯罪類型

現行の公職選挙法上の犯罪類型は、第一の犯罪類型である「買収・選挙の自由妨害など自然犯・刑事犯」と、第二の犯罪類型である「選挙運動規制に関する法定犯・行政犯」の二類型がある。選挙運動規制を全廃すると、後者の第二類型である「選挙運動規制に関する法定犯・行政犯」はなくなるので、犯罪類型としては、第一の犯罪類型である「買収・選挙の自由妨害など自然犯・刑事犯」のみに限定される。

(2) 特別刑法による規定

第一の犯罪類型に関する罰則規定は、刑法典（一般刑法）に統合するか、特別刑法（罰則規定を有するあらゆる法）によるかが考えられる。前者の刑法典には、目的規定は存在せず、それぞれの保護法益により解釈される。後者の特別刑法による罰則規定の場合は、第一条に目的（立法目的）規定を置き、これによる各種犯罪類型の解釈を行うことが可能である。さらに、刑法典に統合することは相当の時間を要すると考えられることから、特別刑法による規定を選択する。

(3) 罰則規定の範囲: 公選法上の罰則をさらに絞って規定する

現行の公選法では、上記の二類型の犯罪に関して、多数の個別の条文があるが、選挙の自由及び選挙の公正さの観点から、第一の犯罪類型の関連条文については、点検の上、整理統合する。参考例として、ドイツにおいては、選挙犯罪も刑法典に統合されており、刑法 107 条から 108e 条に、①暴行・脅迫による選挙の妨害、②不正投票、選挙結果の不正操作、③選挙人名簿の虚偽記載、④選挙の秘密侵害、⑤暴行脅迫ないし職業上・経済上の依存関係を用いた投票の強要、⑥選挙人を欺罔して投票内容について錯誤させる/投票させない/無効投票させること、⑦選挙人への贈賄が規定されている。

なお、ドイツ連邦選挙法に、秩序違反規定（BWahlG, 49a 条 1 項 2 号）があり、選挙当日の出口調査の結果の事前公表には、過料が科せられる。従って、出口調査は、投票時間の終了後に公表される。

2. 罰則規定案の方向性

上記の考え方に基づき、選挙運動規制の全廃後の罰則規定の方向性は、以下の通りである。

(1) 市民及び立候補者・政党・政治団体などの選挙の自由及び選挙の公正を保障するために

罰則規定を設ける。

(2)国政選挙と自治体選挙に関する共通の特別刑法として、選挙関係の犯罪について罰則を規定する。

(3)その場合、選挙実施の手続きに関する法律に合わせて規定する。(あるいは、選挙犯罪に関する法律に規定する。)

(4)選挙関係の犯罪類型としては、以下のものなどに限定する。それぞれの犯罪類型の関連条文については、検討の上、必要に応じて統合を行う。

以下、それぞれの類型に関連する現行の公職選挙法の関係条文を例示する。

① 買収及び利益誘導

(例示) 公職選挙法 第 221 条 (買収及び利益誘導罪)

第 222 条 (多数人買収及び多数人利益誘導罪)

第 223 条 (公職の候補者及び当選人に対する買収及び利益誘導罪)

② 選挙の自由妨害

第 225 条 (選挙の自由妨害罪)

第 226 条 (職権濫用による選挙の自由妨害罪)

① ②などの関連 暴行脅迫ないし職業上・経済上の依存関係を用いた投票の強要

第 221 条 2 項 (・・・特殊の直接利害関係を利用して誘導したとき)

第 225 条 3 項 (・・・特殊の直接利害関係を利用して・・・威迫したとき)

③ 投票の秘密侵害

第 227 条 (投票の秘密侵害罪)

第 228 条 (投票干渉罪) 投票所、開票所における

④ 選挙人名簿の虚偽記載

第 236 条 (詐偽登録、虚偽宣言等)

⑤ 不正投票、選挙結果の不正操作

第 237 条 (詐偽投票及び投票偽造、増減罪)

以上